

令和 6 年 12 月 18 日

泉大津市長 南出 賢一 様

泉大津市環境保全審議会  
会長 竹中 規訓

泉大津市路上喫煙の防止に関する条例の策定について（答申）

令和 6 年 8 月 7 日付け泉大環第 759 号にて諮問のあった泉大津市路上喫煙の防止に関する条例の制定について、当審議会において慎重に審議した結果、その内容は妥当であると認めるので、別添「泉大津市路上喫煙の防止に関する条例（案）」をもって答申と致します。

なお、条例の推進にあたっては、下記の事項に十分に配慮され、条例の目的である「市民等の安全かつ安心で健康な生活の確保及びまちの美観の保全」の実現に向け取り組まれるよう要望します。

#### 記

##### 1 路上喫煙禁止区域の設定について

路上喫煙禁止区域の設定にあたっては、こども園や学校の付近などに設けるよう要望する意見があったので、今後、新たに禁止区域を設ける場合は、十分に調査・検証を行ったうえで判断するよう努められたい。

##### 2 調査について

条例施行後に、職員による巡回や、泉大津駅・近隣商業施設の利用者等へのアンケートを実施するなど、路上喫煙禁止区域内での路上喫煙の経過について、十分に調査を行い検証されたい。

##### 3 条例の周知について

市民等へ条例を周知するため、事業者・市民等と連携し、周知・啓発に取り組まれたい。

また、条例とあわせて、喫煙による社会的影響や受動喫煙の周知についても取り組まれたい。